

担 当	令和5年12月22日
	岐阜労働局職業安定部職業対策課
	職業対策課長 新田 嘉紀
	地方障害者雇用担当官 吉田 恵 電話 058-245-1314

報道関係者 各位

令和5年 障害者雇用状況の集計結果

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率：民間企業の場合は2.3%）以上の障害者を雇うことを義務付け、毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況について、報告を求めています。

岐阜労働局（局長 千葉登志雄）では、このほど、岐阜県における民間企業や公的機関などにおける、令和5年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】〔令和5年6月1日現在〕（ ）内は、前年数値

＜民間企業＞{法定雇用率2.3%}

- ・雇用障害者数は、7,745.5人（前年比6.14%増加）、過去最高を更新。
- ・実雇用率は2.47%（2.35%）と前年比0.12ポイント上昇【全国2.33%】
- ・法定雇用率達成企業の割合は56.2%（55.1%）と前年比1.1ポイント上昇【全国50.1%】

＜公的機関＞{同2.6%、岐阜県教育委員会は2.5%}

- ・岐阜県知事部局：雇用障害者数166.5人（174.0人）、実雇用率3.04%（3.20%）
- ・岐阜県教育委員会：雇用障害者数324.0人（329.0人）、実雇用率2.50%（2.54%）
- ・市町村の機関：雇用障害者数691.5人（682.0人）、実雇用率2.74%（2.71%）
→ 市町村の一部機関を除き法定雇用率達成。

＜独立行政法人等＞{同2.6%}

- ・雇用障害者数：60.5人（64.0人）、実雇用率2.56%（2.71%）
→ 4法人中3法人が達成し、未達成法人は1法人。

【岐阜労働局・ハローワークの取組】

＜民間企業＞障害者の雇用経験や雇用ノウハウが不足している障害者雇用ゼロ企業等に対して、採用の段階から採用後の職場定着まで、関係機関との連携のもと、一貫したチーム支援を実施し雇入れ支援等を強化している。

＜公的機関＞雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう雇用指導を実施。雇用される障害者の定着支援として、障害特性に応じた個別支援、理解促進に向けた研修等を実施。

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

○ 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

- ・ 民間企業（43.5人以上規模の企業：法定雇用率2.3%）に雇用されている障害者の数は7,745.5人で、前年より6.14%（448.0人）増加し、過去最高となった。
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は3,795.0人（前年は3,778.0人、前年比0.4%増）、知的障害者は2,523.5人（同2,411.5人、同4.6%増）、精神障害者は1,427.0人（同1,108.0人、同28.8%増）と、いずれも前年より増加した。
- ・ 実雇用率は、2.47%（前年は2.35%）、法定雇用率達成企業の割合は56.2%（同55.1%）であった。

〔総括表の1、グラフ①②、詳細表①〕

○ 企業規模別の状況

- ・ 企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、43.5～100人未満規模企業が1,368.5人（前年は1,337.5人）、100～300人未満が2,175.0人（同2,079.0人）、300～500人未満が657.0人（同600.0人）、500～1,000人未満が801.5人（同815.0人）、1,000人以上が2,743.5人（2,466.0人）で、500～1,000人未満以外の規模で前年を上回った。
- ・ 実雇用率は、43.5～100人未満が2.24%（前年は2.20%）、100～300人未満が2.49%（同2.36%）、300～500人未満が2.28%（同2.18%）、500～1,000人未満が2.41%（同2.36%）、1,000人以上が2.67%（同2.47%）で、全企業規模で前年を上回った。
- ・ 法定雇用率達成企業の割合は43.5～100人未満が53.6%（前年は52.5%）、100～300人未満が60.2%（同60.2%）、300～500人未満が53.7%（同49.4%）、500～1,000人未満が62.5%（51.0%）、1,000人以上が57.1%（同58.6%）で、43.5～100人未満と300～500人未満と500～1,000人未満の規模で前年を上回った。

〔詳細表②〕

○ 産業別の状況

- ・ 産業別に雇用されている障害者の数をみると、「農林漁業」が27.0人、「建設業」が119.0人、「製造業」が2,448.5人、「情報通信業」が69.0人、「運輸業、郵便業」が678.5人、「卸売業、小売業」が769.5人、「金融業、保険業」が290.5人、「不動産業、物品賃貸業」が22.0人、「学術研究、専門・技術サービス業」が153.5人、「宿泊業、飲食サービス業」が64.5人、「生活関連サービス業、娯楽業」が424.5人、「教育、学習支援業」が62.0人、「医療、福祉」が1,281.0人、「複合サービス事業」が184.0人、「サービス業」が1,150.0人、「その他」（「鉱

業,採石業,砂利採取業」,「電気・ガス・熱供給・水道業」)が2.0人で,「教育,学習支援業」以外の産業で前年を上回った。

- ・ 産業別の実雇用率では,「生活関連サービス業,娯楽業」(3.34%)、「医療,福祉」(3.21%)、「複合サービス事業」(2.89%)、「サービス業」(2.67%)、「農林漁業」(2.49%)、「運輸業,郵便業」(2.47%)、「金融業,保険業」(2.40%)、「製造業」(2.31%)の8業種が法定雇用率を上回っている。

[詳細表③]

○ 法定雇用率未達成企業の状況

- ・ 令和5年の法定雇用率未達成企業は732社。そのうち,不足数が0.5人または1人である企業(1人不足企業)は73.9%(541社)を占めている。
- ・ また,障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が,未達成企業に占める割合は,60.2%(441社)となっている。

[詳細表④]

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.6%)

岐阜県知事部局に在職している障害者の数は166.5人で,前年より4.3%(7.5人)減少しており,実雇用率は3.04%と,前年に比べ0.16ポイント下降した。

[総括表2(1)]

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.6%)

岐阜県警察本部に在職している障害者の数は21人で,前年より2.4%(0.5人)増加しており,実雇用率は3.47%と,前年に比べ0.06ポイント上昇した。

[総括表2(2)]

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.5%)

岐阜県教育委員会に在職している障害者の数は324.0人で,前年より1.5%(5.0人)減少しており,実雇用率は2.50%と,前年に比べ0.04ポイント下降した。

[総括表2(3)]

(4) 市町村等の機関(法定雇用率2.6%)

市町村の機関に在職している障害者の数は691.5人で,前年より1.4%(9.5人)増加しており,実雇用率は2.74%と,前年に比べ0.03ポイント上昇した。46機関中42機関が達成し,未達成機関は4機関となった。

[総括表2(4)、詳細表⑤⑥]

3 地方独立行政法人等における雇用状況

地方独立行政法人等(法定雇用率2.6%)に雇用されている障害者の数は60.5人で,実雇用率は2.56%と,前年に比べ0.15ポイント下降した。

4法人中3法人が達成し,未達成法人は1法人となった。

[総括表3、詳細表⑦]

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況(総括表)

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成企業の数 / 企業数	⑤ 達成割合
民間企業	312,999.0 人	7,745.5 人	2.47 %	939 / 1,671	56.2 %
	(310,693.0 人)	[6,675 人] (7,297.5 人)	(2.35 %)	(921 / 1,673)	(55.1 %)

※〔 〕内は実人員。以下同じ。

2 公的機関における在職状況

(1) 岐阜県知事部局(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県知事部局	5,478.5 人	166.5 人	3.04 %	0.0 人
	(5,442.0 人)	(174.0 人)	(3.20 %)	(0.0 人)

(2) 岐阜県警察本部(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県警察本部	606.0 人	21.0 人	3.47 %	0.0 人
	(601.5 人)	(20.5 人)	(3.41 %)	(0.0 人)

(3) 岐阜県教育委員会(法定雇用率2.5%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 不足数
岐阜県教育委員会	12,943.0 人	324.0 人	2.50 %	0.0 人
	(12,971.5 人)	(329.0 人)	(2.54 %)	(0.0 人)

(4) 市町村の機関(法定雇用率2.6%)

	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
市町村の機関	25,225.5 人	691.5 人	2.74 %	42 / 46	91.3 %
	(25,159.0 人)	(682.0 人)	(2.71 %)	(40 / 46)	(87.0 %)

3 地方独立行政法人等における雇用状況(法定雇用率2.6%)

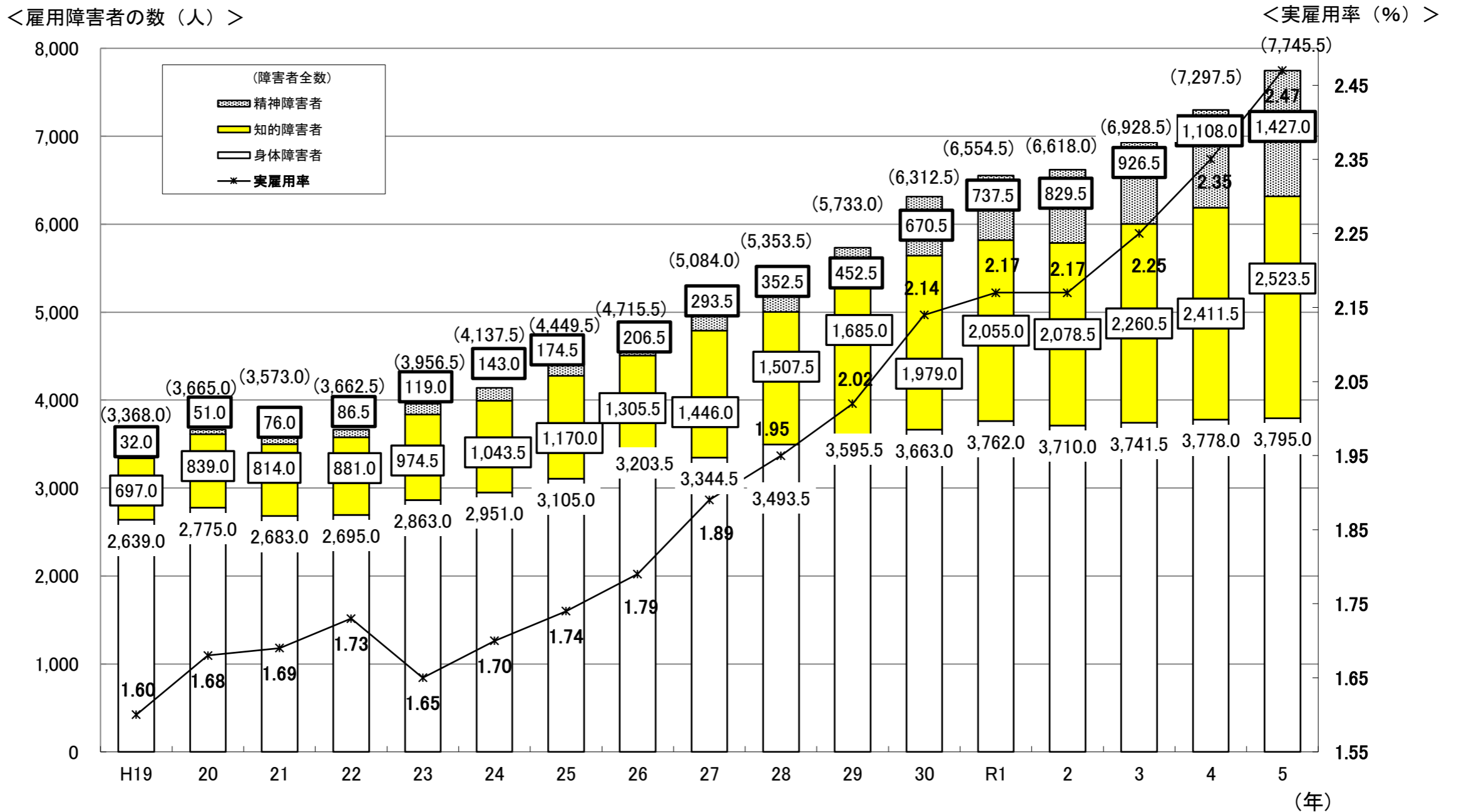
	① 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	② 障害者の数	③ 実雇用率	④ 法定雇用率達成機関の数 / 機関数	⑤ 達成割合
地方独立行政法人等	2,364.0 人	60.5 人	2.56 %	3 / 4	75.0 %
	(2,362.0 人)	(64.0 人)	(2.71 %)	(4 / 4)	(100.0 %)

- 注 1 1及び3の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 2の各表の①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 3 各表の②欄の「障害者の数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 4 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。
なお、精神障害者は平成18年4月1日から実雇用率に算定されることとなった。

民間企業における障害者の雇用状況【岐阜労働局】

(1) 実雇用率と雇用されている障害者の数の推移

【グラフ①】



注1：雇用義務のある企業（平成24年までは56人以上規模、平成25年から平成29年までは50人以上規模、平成30年から令和2年までは45.5人以上規模、令和3年以降は43.5人以上規模の企業）についての集計である。

注2：「障害者の数」とは、次に掲げる者の合計数である。

- 平成18年以降
平成22年まで
平成23年以降
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者
- 重度知的障害者である短時間労働者・精神障害者
- 精神障害者である短時間労働者（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 身体障害者（重度身体障害者はダブルカウント）・知的障害者（重度知的障害者はダブルカウント）
- 重度身体障害者である短時間労働者 ・重度知的障害者である短時間労働者
- 精神障害者 ・身体障害者である短時間労働者（身体障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 知的障害者である短時間労働者（知的障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）
- 精神障害者である短時間労働者 ※（精神障害者である短時間労働者は0.5人でカウント）

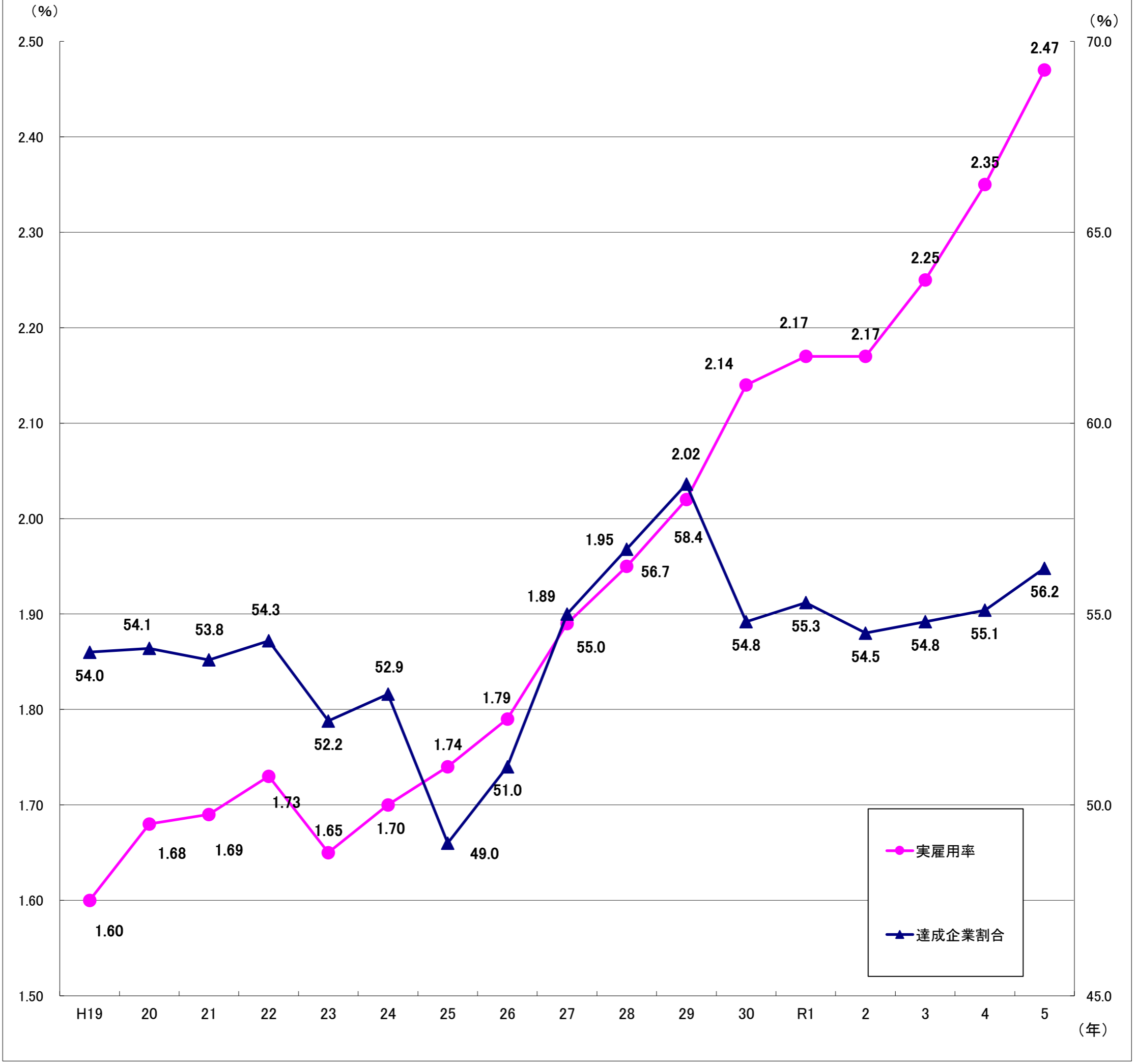
※ 平成30年から令和4年までは、精神障害者である短時間労働者であっても、次のいずれかに該当する者については、1人分とカウントしている。

- ① 報告年の3年前の年に属する6月2日以降に採用された者であること
- ② 報告年の3年前の年に属する6月2日より前に採用された者であって、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること

令和5年以降は、精神障害者である短時間労働者については、1人分としてカウントしている

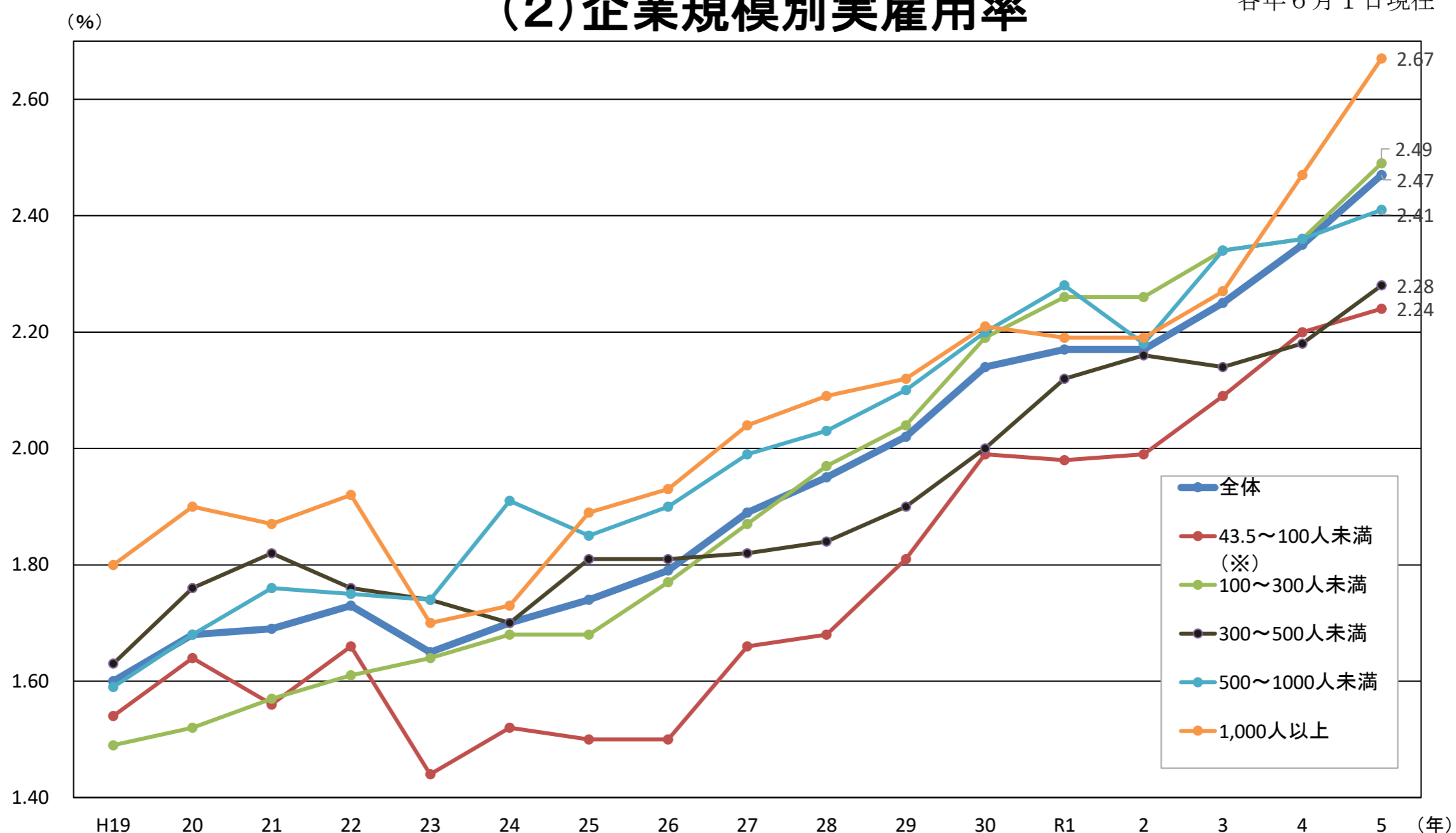
注3：法定雇用率は平成24年までは1.8%、平成25年4月以降平成29年までは2.0%、平成30年4月以降令和2年までは2.2%、令和3年以降2.3%となっている。

障害者実雇用率と雇用率達成企業割合(岐阜労働局) 【グラフ②】

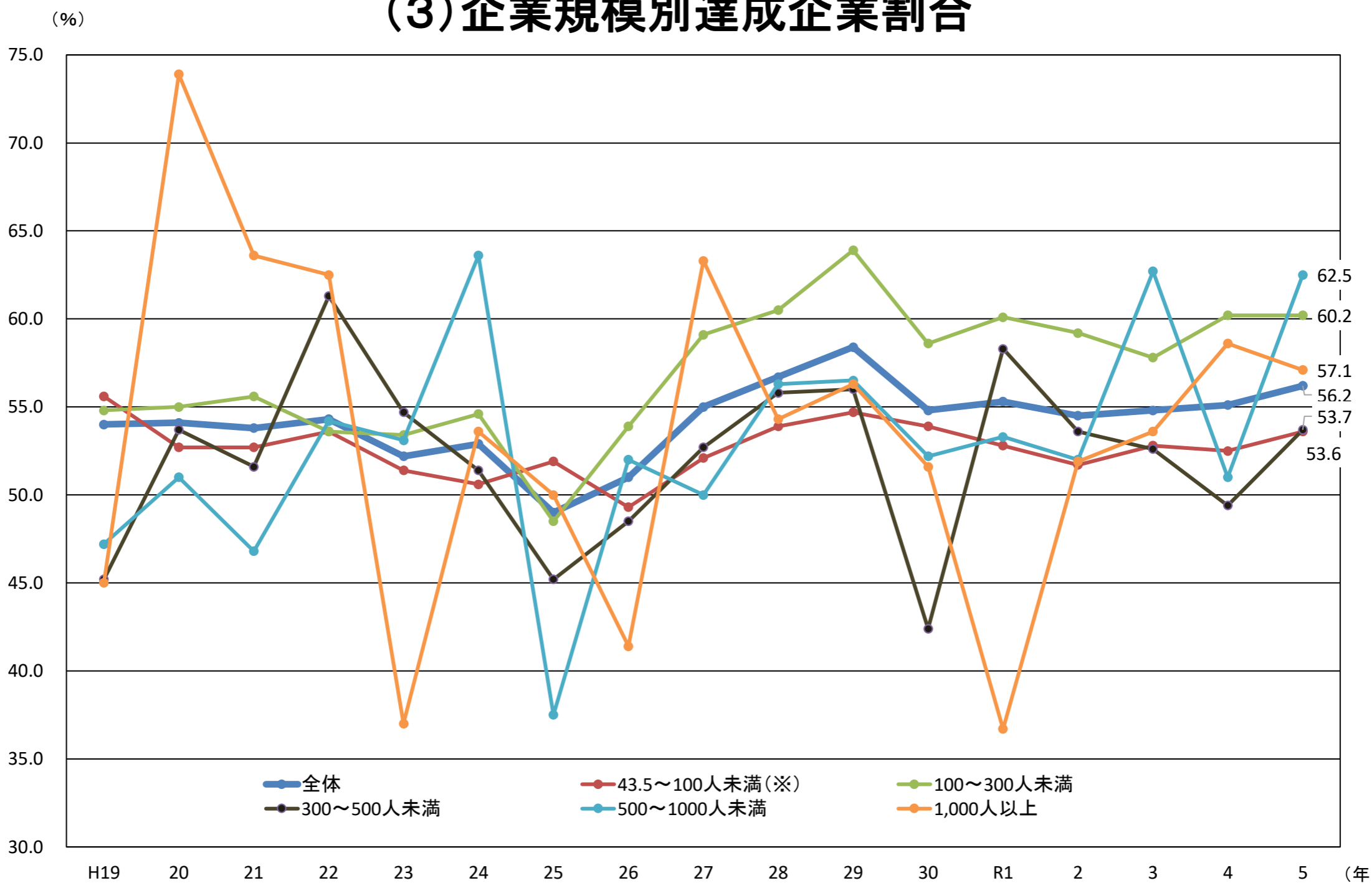


(2) 企業規模別実雇用率

各年6月1日現在



(3) 企業規模別達成企業割合



※平成24年までは56~100人未満, 25年から29年までは50~100人未満, 30年から2年までは45.5~100人未満, 3年からは43.5人~100人未満

(4) 産業別実雇用率

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	その他
平成26年	1.79	2.50	1.44	1.89	1.26	2.10	1.52	1.78	0.87	1.11	1.75	1.85	1.03	2.04	1.91	1.46	0.27
平成27年	1.89	2.47	1.35	1.96	1.19	2.16	1.66	1.78	0.92	1.05	1.89	1.84	1.20	2.17	2.08	2.08	0.27
平成28年	1.95	1.96	1.47	2.04	1.20	2.22	1.83	1.73	0.92	1.14	2.13	1.86	1.26	2.21	1.99	1.87	0.81
平成29年	2.02	1.83	1.36	2.08	1.28	2.11	1.67	1.90	0.87	1.22	2.23	1.87	1.46	2.48	2.03	2.18	0.56
平成30年	2.14	2.30	1.46	2.15	1.06	2.18	1.85	2.00	0.90	1.37	2.12	2.75	1.30	2.57	2.03	2.23	0.88
令和元年	2.17	2.86	1.54	2.15	1.16	2.22	1.86	1.98	1.33	1.43	2.16	2.80	1.30	2.75	2.55	2.14	0.32
令和2年	2.17	2.76	1.49	2.14	1.31	1.93	1.84	2.09	1.34	1.66	1.85	2.82	1.66	2.85	2.47	2.19	0.93
令和3年	2.25	2.59	1.66	2.19	1.75	2.08	1.88	2.21	1.23	1.69	1.99	3.08	1.67	2.80	2.48	2.38	1.22
令和4年	2.35	2.32	1.55	2.25	1.83	2.31	1.91	2.27	1.60	1.66	1.89	3.21	1.69	2.98	2.64	2.58	1.19
令和5年	2.47	2.49	1.73	2.31	2.00	2.47	2.02	2.40	1.89	1.96	2.00	3.34	1.69	3.21	2.89	2.67	1.19

(4) 産業別達成割合

	全体	農・林・漁業	建設業	製造業	情報通信業	運輸業郵便業	卸売業、小売業	金融業、保険業	不動産業、物品賃貸業	学術研究、専門・技術サービス業	宿泊業、飲食サービス業	生活関連サービス業、娯楽業	教育・学習支援業	医療・福祉	複合サービス事業	サービス業	その他
平成26年	51.0	83.3	38.1	59.7	33.3	54.8	33.5	35.0	28.6	22.2	59.1	41.7	23.8	60.7	22.2	40.6	0.0
平成27年	55.0	100.0	39.1	62.2	27.8	63.1	37.6	40.0	25.0	25.0	66.7	45.2	40.0	64.8	44.4	48.0	0.0
平成28年	56.7	71.4	43.5	63.7	22.2	63.6	41.6	27.8	37.5	43.3	68.4	39.0	42.9	67.4	30.0	50.0	33.3
平成29年	58.4	75.0	47.9	63.9	29.4	62.3	45.5	60.0	28.6	32.3	76.0	44.4	40.9	70.1	40.0	48.8	50.0
平成30年	54.8	71.4	42.3	62.5	11.1	52.7	43.5	47.6	25.0	42.9	70.4	42.9	27.6	63.0	18.2	48.2	50.0
令和元年	55.3	100.0	46.9	60.4	12.5	52.6	42.6	42.9	55.6	47.2	67.9	41.1	31.3	68.3	70.0	46.6	0.0
令和2年	54.5	87.5	43.6	59.4	17.6	53.8	41.3	50.0	60.0	48.6	59.4	41.7	41.4	67.0	77.8	41.0	33.3
令和3年	54.8	87.5	50.8	58.1	38.9	59.3	42.1	43.5	50.0	45.0	61.8	45.3	36.7	64.0	55.6	50.0	50.0
令和4年	55.1	75.0	46.2	59.0	52.6	55.4	39.3	54.5	46.7	45.9	51.6	54.0	37.1	67.8	45.5	46.4	50.0
令和5年	56.2	66.7	50.7	61.4	52.6	53.7	37.6	59.1	46.2	52.8	47.1	61.7	40.6	68.2	72.7	43.0	50.0

◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者（精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）である。

- 民間企業 ……
 - 一般の民間企業 …………… 2. 3 %
(43.5人以上規模の企業)
 - 特殊法人等 …………… 2. 6 %
〔労働者数38.5人以上規模の特殊法人、
独立行政法人、国立大学法人等〕
- 国、地方公共団体 …………… 2. 6 %
(38.5人以上規模の機関)
- 都道府県等の教育委員会 …………… 2. 5 %
(40.0人以上規模の機関)

※（ ）内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者、知的障害者及び精神障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

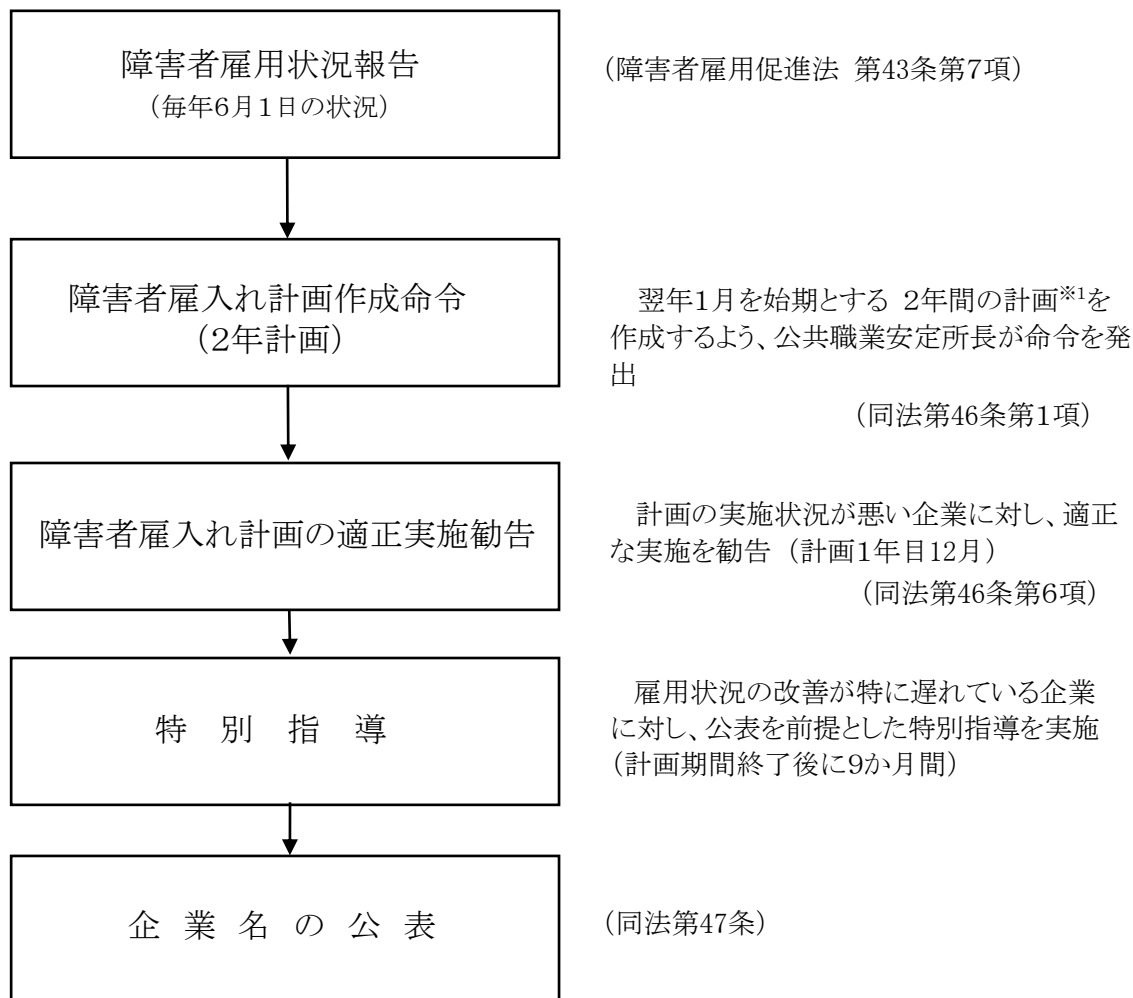
※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

※ 精神障害者である短時間労働者については、当分の間、その1人をもって1人分としてカウントされる。

◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「障害者雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

[指導実績:全国]

- 令和4年度の実績^{*2}
 - *「障害者雇入れ計画作成命令」の发出 244社
 - *障害者雇入れ計画の「適正実施勧告」 94社
 - *「特別指導」の実施 55社
- 障害者雇入れ計画を実施中の企業 528社(令和4年度)
- 企業名の公表
 - 平成18年度 2社、平成19年度 1社(再公表)、平成20年度 4社、
 - 平成21年度 7社(うち1社は再公表)、平成22年度 6社(うち2社は再公表)
 - 平成23年度 3社(うち1社は再公表)、平成24年度 0社、平成25年度 0社、
 - 平成26年度 8社、平成27年度 0社、平成28年度 2社、平成29年度 0社、
 - 平成30年度 0社、令和元年度 0社、令和2年度 1社、令和3年度 6社
 - 令和4年度 5社(うち3社は再公表)

※1 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から 2年間に短縮している。

※2 平成30年の障害者不適切計上による公務部門における障害者採用により、影響が生じる可能性があった民間企業への対策として、令和元年度においては、特例的に「行政措置」の猶予を実施している。

令和5年6月1日現在における障害者の雇用状況（詳細表）

<目次>

- 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率 2.3%）
 - (1) 概況 ①
 - (2) 企業規模別の雇用状況 ②
 - (3) 産業別の雇用状況 ③
 - (4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数 ④
 - (5) 身体障害者の部位別雇用状況 ⑤

- 2 公的機関（市町村機関）における在職状況（法定雇用率 2.6%） ⑥

- 3 公的機関の各機関の状況（法定雇用率 2.6%）
 - (1) 各市町村機関の障害者在職状況 ⑦
 - (2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況 ⑧
 - (3) 公立大学法人の障害者雇用状況 ⑧

1 民間企業における雇用状況(法定雇用率2.3%)

(1)概況

①概況

① 企業数 【企業】	② 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数【人】 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100 【%】	⑤ 法定雇用率達成企業の数 【企業】	⑥ 法定雇用率達成企業の割合 【%】
		A. 重度身体障害者及び重度知的障害者【人】 (注3)	B. 重度身体障害者及び重度知的障害者である短時間労働者【人】 (注3)	C. 重度以外の身体障害者、知的障害者及び精神障害者【人】 (注4)	D. 重度以外の身体障害者及び知的障害者である短時間労働者【人】 (注5)	E. 計 A×2+B+C+D ×0.5【人】 (注2)	F. うち新規雇用分【人】 (注6)			
1,671 (1,673)	312,999.0 (310,693.0)	1,387 (1,368)	246 (265)	4,409 (3,901)	633 (791)	7,745.5 (7,297.5)	763.5 (718.5)	2.47 (2.35)	939 (921)	56.2 (55.1)

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 【人】(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a. 重度身体障害者【人】 (注4)	b. 重度身体障害者である短時間労働者【人】 (注4)	c. 重度以外の身体障害者【人】 (注4)	d. 重度以外の身体障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5【人】 (注2)(注3)(注4)	f. うち新規雇用分【人】 (注6)	a. 重度知的障害者【人】 (注4)	b. 重度知的障害者である短時間労働者【人】 (注4)	c. 重度以外の知的障害者【人】 (注4)	d. 重度以外の知的障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e. 計 a×2+b+c+d×0.5【人】 (注2)(注3)(注4)	f. うち新規雇用分【人】 (注6)	c. 精神障害者【人】 (注4)	d. 精神障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e. dのうち(注5)に該当する労働者【人】	f. 計 c+(d-e)×0.5+e【人】 (注3)	g. うち新規雇用分【人】 (注6)
岐阜県	7,745.5 (7,297.5)	992 (967)	171 (186)	1,495 (1,514)	290 (288)	3,795.0 (3,778.0)	241.0 (243.0)	395 (401)	75 (79)	1,487 (1,374)	343 (313)	2,523.5 (2,411.5)	235.5 (231.5)	896 (750)	531 (453)	531 (263)	1,427.0 (1,108.0)	287.0 (244.0)

[1(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントを行い、D欄の「重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者であっても、以下の注4に該当するものについては、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間労働者を含む。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間労働者のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

[1(1)②表の注]

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③④d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者(④e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④のc欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者であり、②③のbd欄及び④のd欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者である。
- 5 ④e欄の労働者とは、精神障害者であるすべての短時間労働者である。
ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は、令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

(2) 企業規模別の雇用状況

【詳細表 ②】

①概況

区分	① 企業数 【企業】	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる労働者 数【人】(注 1)	③ 障害者の数					④ 実雇用率 E÷②×100 【%】	⑤ 法定雇用率 達成企業 の数【企業】	⑥ 法定雇用率 達成企業 の割合【%】	
			A. 重度身体 障害者 及び重度知 的障害者 【人】(注3)	B. 重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間労働 者【人】(注 3)	C. 重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 【人】(注3) (注4)	D. 重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者である 短時間労働 者【人】 (注3)(注5)	E. 計 A×2+B+ C+D×0.5 【人】(注2)				F. うち新規 雇用分 【人】(注6)
規模計 【人】	1,671 (1,673)	312,999.0 (310,693.0)	1,387 (1,368)	246 (265)	4,409 (3,901)	633 (791)	7,745.5 (7,297.5)	763.5 (718.5)	2.47 (2.35)	939 (921)	56.2 (55.1)
43.5～ 100未満	947 (941)	60,973.0 (60,748.5)	191 (208)	73 (73)	816 (737)	195 (223)	1,368.5 (1,337.5)	152.5 (126.5)	2.24 (2.20)	508 (494)	53.6 (52.5)
100～ 300未満	566 (573)	87,303.5 (87,937.0)	418 (409)	62 (78)	1,206 (1,104)	142 (158)	2,175.0 (2,079.0)	202.0 (155.0)	2.49 (2.36)	341 (345)	60.2 (60.2)
300～ 500未満	82 (79)	28,774.0 (27,555.0)	136 (122)	13 (14)	356 (323)	32 (38)	657.0 (600.0)	51.5 (62.0)	2.28 (2.18)	44 (39)	53.7 (49.4)
500～ 1,000未満	48 (51)	33,258.0 (34,540.0)	167 (181)	9 (14)	439 (405)	39 (68)	801.5 (815.0)	81.5 (53.5)	2.41 (2.36)	30 (26)	62.5 (51.0)
1,000以上	28 (29)	102,690.5 (99,912.5)	475 (448)	89 (86)	1,592 (1,332)	225 (304)	2,743.5 (2,466.0)	276.0 (321.5)	2.67 (2.47)	16 (17)	57.1 (58.6)

注 (1)①の表と同じ

令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

②障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数 【人】(注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数						④精神障害者の数				
		a.重度 身体障 害者 【人】 (注4)	b.重度 身体障 害者で ある短 時間労 働者 【人】 (注4)	c.重度 以外 の身体 障害者 【人】 (注4)	d.重度 以外 の身体 障害者 【人】 (注4)	e.計 a×2+ b+c+ d×0.5 【人】 (注2) (注3)	f.うち 新規 雇用分 【人】 (注6)	a.重度 知的障 害者 【人】 (注4)	b.重度 知的障 害者で ある短 時間労 働者 【人】 (注4)	c.重度 以外 の知的 障害者 【人】 (注4)	d.重度 以外 の知的 障害者 【人】 (注4)	e.計 a×2+ b+c+ d×0.5 【人】 (注2) (注3)	f.うち 新規 雇用分 【人】 (注6)	c.精神 障害者 【人】(注 4)	d.精神 障害者 である 短時間 労働者 【人】 (注4)	e.dのう ち(注 5)に該 当する 労働者 【人】	f.計 c+(d- e)× 0.5+e 【人】 (注3)	g.うち 新規 雇用分 【人】 (注6)
規模計 【人】	7,745.5 (7,297.5)	992 (967)	171 (186)	1,495 (1,514)	290 (288)	3,795.0 (3,778.0)	241.0 (243.0)	395 (401)	75 (79)	1,487 (1,374)	343 (313)	2,523.5 (2,411.5)	235.5 (231.5)	896 (750)	531 (453)	531 (263)	1,427.0 (1,108.0)	287.0 (244.0)
43.5～ 100未 満	1,368.5 (1,337.5)	135 (148)	56 (51)	317 (335)	82 (78)	684.0 (721.0)	/	56 (60)	17 (22)	220 (212)	113 (95)	405.5 (401.5)	/	137 (125)	142 (115)	142 (65)	279.0 (215.0)	/
100～ 300未 満	2,175.0 (2,079.0)	293 (285)	41 (52)	442 (461)	76 (76)	1,107.0 (1,121.0)	/	125 (124)	21 (26)	432 (395)	66 (53)	736.0 (695.5)	/	256 (225)	76 (52)	76 (23)	332.0 (262.5)	/
300～ 500未 満	657.0 (600.0)	109 (95)	9 (10)	144 (145)	19 (18)	380.5 (354.0)	/	27 (27)	4 (4)	106 (103)	13 (14)	170.5 (168.0)	/	84 (55)	22 (26)	22 (20)	106.0 (78.0)	/
500～ 1,000 未満	801.5 (815.0)	122 (138)	5 (10)	164 (157)	24 (30)	425.0 (458.0)	/	45 (43)	4 (4)	145 (146)	15 (16)	246.5 (244.0)	/	98 (93)	32 (31)	32 (9)	130.0 (113.0)	/
1,000 以上	2,743.5 (2,466.0)	333 (301)	60 (63)	428 (416)	89 (86)	1,198.5 (1,124.0)	/	142 (147)	29 (23)	584 (518)	136 (135)	965.0 (902.5)	/	321 (252)	259 (229)	259 (146)	580.0 (439.5)	/

注 (1)②の表と同じ

令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

(3) 産業別の雇用状況

【詳細表 ③】

① 概況

区分	① 企業数 【企業】	② 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数【人】 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100 【%】	⑤ 法定雇用率達 成企業の数 【企業】	⑥ 法定雇用率達 成企業の割合 【%】
			A.重度身体障 害者及び重度 知的障害者 【人】 (注3)	B.重度身体障 害者及び重度知的 障害者である短時 間労働者【人】 (注3)	C.重度以外の身 体障害者、知的障 害者及び精神障 害者【人】(注3)	D.重度以外の身 体障害者及び知 的障害者である短 時間労働者【人】 (注3)(注5)	E.計 A×2+B+C +D×0.5【人】 (注2)	F.うち新規 雇用分【人】 (注6)			
産業計	1,671 (1,673)	312,999.0 (310,693.0)	1,387 (1,368)	246 (265)	4,409 (3,901)	633 (791)	7,745.5 (7,297.5)	763.5 (718.5)	2.47 (2.35)	939 (921)	56.2 (55.1)
農林漁業	9 (8)	1,083.5 (1,035.0)	5 (4)	0 (0)	16 (15)	2 (2)	27.0 (24.0)		2.49 (2.32)	6 (6)	66.7 (75.0)
建設業	67 (65)	6,866.0 (6,770.0)	25 (22)	1 (2)	67 (58)	2 (2)	119.0 (105.0)		1.73 (1.55)	34 (30)	50.7 (46.2)
製造業	642 (652)	105,843.0 (105,990.0)	521 (520)	30 (28)	1,351 (1,283)	51 (58)	2,448.5 (2,380.0)		2.31 (2.25)	394 (385)	61.4 (59.0)
情報 通信業	19 (19)	3,444.0 (3,356.0)	19 (17)	2 (2)	29 (25)	0 (1)	69.0 (61.5)		2.00 (1.83)	10 (10)	52.6 (52.6)
運輸業, 郵便業	82 (83)	27,489.0 (25,824.0)	113 (106)	18 (19)	415 (341)	39 (51)	678.5 (597.5)		2.47 (2.31)	44 (46)	53.7 (55.4)
卸売業, 小売業	205 (201)	38,079.0 (38,175.0)	110 (112)	32 (39)	464 (388)	107 (157)	769.5 (729.5)		2.02 (1.91)	77 (79)	37.6 (39.3)
金融業, 保険業	22 (22)	12,117.0 (12,553.5)	71 (65)	4 (5)	137 (141)	15 (17)	290.5 (284.5)		2.40 (2.27)	13 (12)	59.1 (54.5)
不動産業, 物品賃貸業	13 (15)	1,165.5 (1,250.5)	3 (3)	2 (3)	14 (11)	0 (0)	22.0 (20.0)		1.89 (1.60)	6 (7)	46.2 (46.7)
学術研究, 専門・技術 サービス業	36 (37)	7,851.5 (8,019.0)	26 (25)	5 (2)	92 (73)	9 (17)	153.5 (133.5)		1.96 (1.66)	19 (17)	52.8 (45.9)
宿泊業, 飲食 サービス業	34 (31)	3,224.0 (2,934.5)	9 (6)	2 (2)	39 (35)	11 (13)	64.5 (55.5)		2.00 (1.89)	16 (16)	47.1 (51.6)
生活関連サー ビス業、娯楽業	47 (50)	12,714.0 (12,626.5)	101 (104)	5 (3)	205 (180)	25 (29)	424.5 (405.5)		3.34 (3.21)	29 (27)	61.7 (54.0)
教育, 学習 支援業	32 (35)	3,660.0 (3,851.5)	17 (17)	0 (0)	27 (29)	2 (4)	62.0 (65.0)		1.69 (1.69)	13 (13)	40.6 (37.1)
医療, 福祉	299 (289)	39,910.0 (38,992.0)	182 (183)	84 (85)	733 (593)	200 (236)	1,281.0 (1,162.0)		3.21 (2.98)	204 (196)	68.2 (67.8)
複合サービス 事業	11 (11)	6,357.0 (6,591.5)	40 (39)	1 (4)	100 (87)	6 (10)	184.0 (174.0)		2.89 (2.64)	8 (5)	72.7 (45.5)
サービス業	151 (153)	43,027.0 (42,555.5)	145 (145)	59 (71)	719 (640)	164 (194)	1,150.0 (1,098.0)		2.67 (2.58)	65 (71)	43.0 (46.4)
その他	2 (2)	168.5 (168.5)	0 (0)	1 (0)	1 (2)	0 (0)	2.0 (2.0)		1.19 (1.19)	1 (1)	50.0 (50.0)

注 (1)①の表と同じ

産業区分のうち「その他」は、(鉱業、採石業、砂利採取業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。

令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

② 障害種別雇用状況

区分	① 障害者の数【人】 (注1)	②身体障害者の数						③知的障害者の数					④精神障害者の数					
		a.重度身体障害者【人】 (注4)	b.重度身体障害者である短時間労働者【人】 (注4)	c.重度以外の身体障害者【人】 (注4)	d.重度以外の身体障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5【人】 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分【人】 (注6)	a.重度知的障害者【人】 (注4)	b.重度知的障害者である短時間労働者【人】 (注4)	c.重度以外の知的障害者【人】 (注4)	d.重度以外の知的障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e.計 a×2+b+c+d×0.5【人】 (注2)(注3)	f.うち新規雇用分【人】 (注6)	c.精神障害者【人】 (注4)	d.精神障害者である短時間労働者【人】 (注4)	e.dのうち(注5)に該当する労働者【人】	f.計 c+(d-e)×0.5+e【人】 (注3)	g.うち新規雇用分【人】 (注6)
産業計	7,745.5 (7,297.5)	992 (967)	171 (186)	1,495 (1,514)	290 (288)	3,795.0 (3,778.0)	241.0 (243.0)	395 (401)	75 (79)	1,487 (1,374)	343 (313)	2,523.5 (2,411.5)	235.5 (231.5)	896 (750)	531 (453)	531 (263)	1,427.0 (1,108.0)	287.0 (244.0)
農林漁業	27.0 (24.0)	4 (3)	0 (0)	8 (9)	2 (2)	17.0 (16.0)	/	1 (1)	0 (0)	3 (3)	0 (0)	5.0 (5.0)	/	5 (3)	0 (0)	0 (0)	5 (3.0)	/
建設業	119.0 (105.0)	25 (22)	1 (2)	49 (41)	2 (1)	101.0 (87.5)	/	0 (0)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	5.0 (5.0)	/	12 (12)	1 (1)	1 (0)	13.0 (12.5)	/
製造業	2,448.5 (2,380.0)	372 (369)	19 (17)	500 (518)	29 (28)	1,277.5 (1,287.0)	/	149 (151)	11 (11)	554 (523)	22 (17)	874.0 (844.5)	/	263 (224)	34 (31)	34 (18)	297.0 (248.5)	/
情報通信業	69.0 (61.5)	14 (12)	2 (2)	8 (6)	0 (0)	38.0 (32.0)	/	5 (5)	0 (0)	5 (5)	0 (0)	15.0 (15.0)	/	12 (11)	4 (4)	4 (3)	16.0 (14.5)	/
運輸業、郵便業	678.5 (597.5)	103 (95)	15 (17)	180 (173)	26 (27)	414.0 (393.5)	/	10 (11)	3 (2)	102 (82)	13 (10)	131.5 (111.0)	/	79 (61)	54 (39)	54 (25)	133.0 (93.0)	/
卸売業、小売業	769.5 (729.5)	83 (87)	24 (35)	115 (111)	39 (39)	324.5 (339.5)	/	27 (25)	8 (4)	108 (109)	68 (65)	204.0 (195.5)	/	87 (83)	154 (138)	154 (85)	241.0 (194.5)	/
金融業、保険業	290.5 (284.5)	57 (55)	4 (5)	54 (63)	12 (12)	178.0 (184.0)	/	14 (10)	0 (0)	41 (40)	3 (3)	70.5 (61.5)	/	36 (34)	6 (6)	6 (4)	42.0 (39.0)	/
不動産業、物品賃貸業	22.0 (20.0)	2 (2)	1 (2)	4 (4)	0 (0)	9.0 (10.0)	/	1 (1)	1 (1)	2 (2)	0 (0)	5.0 (5.0)	/	8 (5)	0 (0)	0 (0)	8 (5.0)	/
学術研究、専門・技術サービス業	153.5 (133.5)	26 (25)	4 (1)	35 (35)	5 (7)	93.5 (89.5)	/	0 (0)	1 (1)	21 (16)	4 (6)	24.0 (20.0)	/	28 (18)	8 (8)	8 (4)	36.0 (24.0)	/
宿泊業、飲食サービス業	64.5 (55.5)	7 (4)	2 (2)	17 (18)	7 (8)	36.5 (32.0)	/	2 (2)	0 (0)	15 (14)	4 (3)	21.0 (19.5)	/	3 (0)	4 (5)	4 (3)	7.0 (4.0)	/
生活関連サービス業、娯楽業	424.5 (405.5)	28 (28)	3 (1)	45 (43)	18 (13)	113.0 (106.5)	/	73 (76)	2 (2)	104 (100)	7 (9)	255.5 (258.5)	/	37 (29)	19 (15)	19 (8)	56.0 (40.5)	/
教育、学習支援業	62.0 (65.0)	14 (14)	0 (0)	23 (25)	2 (3)	52.0 (54.5)	/	3 (3)	0 (0)	1 (1)	0 (0)	7.0 (7.0)	/	1 (2)	2 (2)	2 (1)	3.0 (3.5)	/
医療、福祉	1,281.0 (1,162.0)	146 (146)	56 (50)	230 (236)	69 (70)	612.5 (613.0)	/	36 (37)	28 (35)	196 (175)	131 (114)	361.5 (341.0)	/	149 (121)	158 (113)	158 (61)	307.0 (208.0)	/
複合サービス事業	184.0 (174.0)	24 (24)	0 (3)	29 (28)	2 (3)	78.0 (80.5)	/	16 (15)	1 (1)	32 (32)	4 (5)	67.0 (65.5)	/	30 (20)	9 (9)	9 (7)	39.0 (28.0)	/
サービス業	1,150.0 (1,098.0)	87 (81)	39 (49)	198 (204)	77 (75)	449.5 (452.5)	/	58 (64)	20 (22)	298 (267)	87 (81)	477.5 (457.5)	/	145 (126)	78 (81)	78 (43)	223.0 (188.0)	/
その他	2.0 (2.0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1.0 (0.0)	/	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0.0 (0.0)	/	1 (1)	0 (1)	0 (0)	1.0 (2.0)	/

注 (1)②の表と同じ

産業区分のうち「その他」は、(鉱業、採石業、砂利採取業)及び(電気・ガス・熱供給・水道業)の産業を取りまとめています。
令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

③ 製造業における雇用状況(概況)

区分	① 企業数 【企業】	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎とな る労働者数 【人】 (注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用 率【%】	⑤ 法定雇 用率達 成企業 の数 【企業】	⑥ 法定雇用率 達成企業の 割合【%】
			A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者【人】 (注3)	B.重度身体障 害者及び重度 知的障害者である 短時間労働者 【人】(注3)	C.重度以外の 身体障害者、知的 障害者及び 精神障害者 【人】 (注3)(注4)	D.重度以外の身 体障害者及び知的 障害者である短 時間労働者 【人】 (注3)(注5)	E.計 A×2+B+ C+D×0.5 【人】(注2)	F.うち新規雇 用分【人】 (注6)			
製造業計	642 (652)	105,843.0 (105,990.0)	521 (520)	30 (28)	1,351 (1,283)	51 (58)	2,448.5 (2,380.0)	222.5 (178.5)	2.31 (2.25)	394 (385)	61.4 (59.0)
食料品・ たばこ	69 (71)	9,115.0 (9,154.0)	32 (33)	4 (5)	127 (119)	7 (10)	198.5 (195.0)	22.0 (28.5)	2.18 (2.13)	43 (44)	62.3 (62.0)
繊維工業	23 (24)	2,677.5 (2,675.5)	14 (15)	1 (0)	38 (32)	1 (1)	67.5 (62.5)	7.0 (1.0)	2.52 (2.34)	15 (13)	65.2 (54.2)
木材 ・家具	25 (25)	3,800.0 (3,762.5)	21 (20)	0 (0)	66 (63)	0 (0)	108.0 (103.0)	14.0 (5.0)	2.84 (2.74)	19 (19)	76.0 (76.0)
パルプ・ 紙・印刷	49 (51)	5,580.5 (5,929.0)	30 (29)	5 (4)	49 (56)	1 (1)	114.5 (118.5)	8.5 (5.5)	2.05 (2.00)	25 (28)	51.0 (54.9)
化学工業	68 (68)	14,924.5 (14,663.0)	69 (70)	1 (2)	187 (163)	10 (14)	331.0 (312.0)	37.5 (25.0)	2.22 (2.13)	37 (32)	54.4 (47.1)
窯業 ・土石	62 (62)	7,209.5 (7,136.5)	35 (39)	1 (1)	94 (98)	3 (3)	166.5 (178.5)	7.0 (8.0)	2.31 (2.50)	44 (47)	71.0 (75.8)
鉄鋼	11 (11)	1,435.0 (1,413.5)	6 (7)	0 (0)	26 (23)	0 (0)	38.0 (37.0)	3.0 (0.0)	2.65 (2.62)	6 (6)	54.5 (54.5)
非鉄金属	12 (13)	2,341.5 (2,477.0)	14 (15)	1 (1)	35 (40)	1 (0)	64.5 (71.0)	1.0 (3.0)	2.75 (2.87)	8 (10)	66.7 (76.9)
金属製品	71 (69)	8,645.0 (8,301.5)	34 (36)	1 (0)	140 (113)	6 (5)	212.0 (187.5)	23.5 (21.0)	2.45 (2.26)	48 (43)	67.6 (62.3)
電気機械	53 (45)	15,332.0 (14,457.5)	102 (90)	8 (7)	170 (154)	10 (10)	387.0 (346.0)	55.5 (26.0)	2.52 (2.39)	36 (29)	67.9 (64.4)
その他 機械	164 (175)	30,699.5 (31,786.0)	152 (154)	7 (7)	356 (362)	6 (11)	670.0 (682.5)	33.5 (50.5)	2.18 (2.15)	92 (92)	56.1 (52.6)
その他	35 (38)	4,083.0 (4,234.0)	12 (12)	1 (1)	63 (60)	6 (3)	91.0 (86.5)	10.0 (5.0)	2.23 (2.04)	21 (22)	60.0 (57.9)

注 (1)①の表と同じ

令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

④ 製造業における雇用状況(障害種別)

区分	① 障害者の 数【人】 (注1)	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数			
		a.重度身 体障害者 【人】 (注4)	b.重度身 体障害者であ る短時間労 働者【人】 (注4)	c.重度以 外の身 体障害者 【人】 (注4)	d.重度以 外の身 体障害者であ る短時間労 働者【人】 (注4)	e.計 a×2+b +c+d× 0.5【人】 (注2) (注3)	a.重度知 的障害者 【人】 (注4)	b.重度知的 障害者であ る短時間労 働者【人】 (注4)	c.重度以 外の知的 障害者 【人】 (注4)	d.重度以 外の知的 障害者であ る短時間労 働者【人】 (注4)	e.計 a×2+b+ c+d×0.5 【人】 (注2) (注3)	c.精神障 害者【人】 (注4)	d.精神障 害者である 短時間労 働者【人】 (注4)	e.dのうち (注5)に該 当する労 働者【人】	f.計 c+(d-e)× 0.5+e【人】 (注3)
製造業計	2,448.5 (2,380.0)	372 (369)	19 (17)	500 (518)	29 (28)	1,277.5 (1,287.0)	149 (151)	11 (11)	554 (523)	22 (17)	874.0 (844.5)	263 (224)	34 (31)	34 (18)	297.0 (248.5)
食料品・ たばこ	198.5 (195.0)	25 (24)	1 (1)	30 (31)	3 (4)	82.5 (82.0)	7 (9)	3 (4)	66 (57)	4 (3)	85.0 (80.5)	27 (27)	4 (7)	4 (4)	31.0 (32.5)
繊維工業	67.5 (62.5)	12 (11)	1 (0)	13 (17)	1 (1)	38.5 (39.5)	2 (4)	0 (0)	18 (12)	0 (0)	22.0 (20.0)	7 (3)	0 (0)	0 (0)	7.0 (3.0)
木材・家具	108.0 (103.0)	17 (17)	0 (0)	32 (31)	0 (0)	66.0 (65.0)	4 (3)	0 (0)	28 (30)	0 (0)	36.0 (36.0)	6 (2)	0 (0)	0 (0)	6.0 (2.0)
ハルフ・ 紙・印刷	114.5 (118.5)	19 (20)	2 (1)	22 (25)	0 (0)	62.0 (66.0)	11 (9)	3 (3)	13 (20)	1 (1)	38.5 (41.5)	14 (11)	0 (0)	0 (0)	14.0 (11.0)
化学工業	331.0 (312.0)	38 (41)	1 (1)	53 (51)	5 (5)	132.5 (136.5)	31 (29)	0 (1)	78 (72)	5 (5)	142.5 (133.5)	48 (37)	8 (7)	8 (3)	56.0 (42.0)
窯業・土石	166.5 (178.5)	26 (28)	1 (1)	42 (46)	3 (3)	96.5 (104.5)	9 (11)	0 (0)	45 (42)	0 (0)	63.0 (64.0)	7 (10)	0 (0)	0 (0)	7.0 (10.0)
鉄鋼	38.0 (37.0)	5 (6)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	20.0 (22.0)	1 (1)	0 (0)	13 (12)	0 (0)	15.0 (14.0)	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3.0 (1.0)
非鉄金属	64.5 (71.0)	8 (9)	1 (1)	12 (14)	0 (0)	29.0 (33.0)	6 (6)	0 (0)	13 (15)	1 (0)	25.5 (27.0)	10 (11)	0 (0)	0 (0)	10.0 (11.0)
金属製品	212.0 (187.5)	25 (25)	1 (0)	48 (41)	1 (1)	99.5 (91.5)	9 (11)	0 (0)	62 (51)	5 (3)	82.5 (74.5)	26 (19)	4 (3)	4 (2)	30.0 (21.5)
電気機械	387.0 (346.0)	79 (72)	4 (4)	66 (64)	7 (7)	231.5 (215.5)	23 (18)	4 (3)	62 (58)	3 (3)	113.5 (98.5)	34 (27)	8 (5)	8 (5)	42.0 (32.0)
その他 機械	670.0 (682.5)	109 (107)	6 (7)	141 (155)	5 (5)	367.5 (378.5)	43 (47)	1 (0)	143 (142)	1 (1)	230.5 (236.5)	64 (61)	8 (9)	8 (4)	72.0 (67.5)
その他	91.0 (86.5)	9 (9)	1 (1)	31 (33)	4 (2)	52.0 (53.0)	3 (3)	0 (0)	13 (12)	2 (1)	20.0 (18.5)	17 (15)	2 (0)	2 (0)	19.0 (15.0)

注 (1)②の表と同じ
令和5年度より精神障害者である短時間労働者であっても1人分とカウントしています。

(4) 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

【詳細表 ④】

区分	①法定雇用率未達成企業の数	②不足数								③障害者の数が0人である企業数
		0.5人 又は1人	1.5人 又は2人	2.5人 又は3人	3.5人 又は4人	4.5人以上 9人以下	9.5人以上 20人以下	20.5人以上 50人以下	50.5人 以上	
規模計	732 (100.0%)	541 (73.9%)	132 (18.0%)	42 (5.7%)	13 (1.8%)	4 (0.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	441 (60.2%)
43.5-100人未満	439 (100.0%)	412 (93.8%)	27 (6.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	393 (89.5%)
100-300人未満	225 (100.0%)	107 (47.6%)	89 (39.6%)	26 (11.6%)	3 (1.3%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	48 (21.3%)
300-500人未満	38 (100.0%)	12 (31.6%)	8 (21.1%)	10 (26.3%)	8 (21.1%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
500-1000人未満	18 (100.0%)	6 (33.3%)	5 (27.8%)	5 (27.8%)	1 (5.6%)	1 (5.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
1,000人以上	12 (100.0%)	4 (33.3%)	3 (25.0%)	1 (8.3%)	1 (8.3%)	3 (25.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)

注1 上段は企業数、下段は当該企業規模階級内における構成比。

2 ②欄の「不足数」とは、法定雇用率を達成するために、現在の雇用障害者数に加えて雇用しなければならない障害者の数である。

(5) 身体障害者の部別雇用状況

① 概況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能 障害者	音声・言語・ そしゃく機能 障害者	肢体不自由 者	内部障害者	身体障害者 計
民間企業	人 122 (120)	人 337 (328)	人 38 (38)	人 1,413 (1,446)	人 1,038 (1,021)	人 2,948 (2,953)

注 「身体障害者計」欄には、種類別の身体障害者数について未記入の場合は含まれない。

② 企業規模別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者	聴覚又は 平衡機能 障害者	音声・言語・ そしゃく機能 障害者	肢体不自由 者	内部障害者	身体障害者 計
43.5～ 100人未満	人 29 (29)	人 46 (52)	人 11 (13)	人 275 (283)	人 229 (233)	人 590 (610)
100～ 300人未満	人 34 (40)	人 101 (97)	人 7 (8)	人 423 (445)	人 287 (284)	人 852 (874)
300～ 500人未満	人 8 (9)	人 28 (28)	人 2 (2)	人 145 (142)	人 98 (87)	人 281 (268)
500～ 1000人未満	人 18 (17)	人 42 (41)	人 5 (3)	人 147 (158)	人 103 (116)	人 315 (335)
1,000人以上	人 33 (25)	人 120 (110)	人 13 (12)	人 423 (418)	人 321 (301)	人 910 (866)

注 1(4)の表と同じ。

③ 産業別の雇用状況

※実人数

区分	障害者の雇用の促進等に関する法律別表に掲げる種類別の身体障害者数					
	視覚障害者 人	聴覚又は 平衡機能 障害者 人	音声・言語・ そしゃく機能 障害者 人	肢体不自由 者 人	内部障害者 人	身体障害者計 人
農、林、 漁業	1 (2)	1 (1)	0 (0)	9 (8)	3 (3)	14 (14)
建設業	1 (1)	4 (4)	2 (2)	37 (28)	33 (31)	77 (66)
製造業	23 (23)	146 (143)	9 (11)	423 (447)	319 (306)	920 (930)
情報通信 業	1 (1)	3 (3)	0 (0)	14 (11)	6 (5)	24 (20)
運輸業、 郵便業	9 (7)	26 (21)	5 (4)	154 (165)	130 (115)	324 (312)
卸売業、 小売業	8 (7)	26 (18)	3 (3)	119 (131)	105 (113)	261 (272)
金融業、 保険業	8 (6)	26 (27)	4 (5)	63 (71)	26 (26)	127 (135)
不動産 業、物品 賃貸業	0 (0)	1 (2)	0 (0)	4 (4)	2 (2)	7 (8)
学術研 究、 専門・技	1 (1)	5 (6)	2 (1)	27 (30)	35 (30)	70 (68)
宿泊業、 飲食サー ビス業	0 (0)	3 (3)	0 (0)	20 (17)	10 (12)	33 (32)
生活関連 サービス 業、娯楽	1 (1)	9 (8)	0 (1)	52 (46)	32 (29)	94 (85)
教育、学 習支援業	0 (0)	2 (3)	0 (0)	18 (20)	19 (19)	39 (42)
医療、福 祉	58 (61)	45 (45)	5 (5)	243 (237)	150 (154)	501 (502)
複合サー ビス事業	1 (2)	8 (8)	0 (0)	23 (24)	23 (24)	55 (58)
サービス 事業	10 (8)	32 (36)	8 (6)	206 (207)	145 (152)	401 (409)
その他	0 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)

注 1(3)①の表と同じ。

2 公的機関(市町村機関)における在職状況(法定雇用率2.6%)

【詳細表 ⑥】

①概況

① 機関数 【機関】	② 法定雇用障 害者数の算 定の基礎と なる職員数 【人】(注1)	③ 障害者の数						④ 実雇用率 E÷②×100 【%】	⑤ 法定雇用率 達成機関の 数【機関】	⑥ 法定雇用率 達成機関の 割合【%】
		A.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者【人】 (注3)	B.重度身体 障害者及び 重度知的障 害者である 短時間勤務 職員【人】 (注3)	C.重度以外 の身体障害 者、知的障 害者及び精 神障害者 【人】(注3)	D.重度以外 の身体障害 者及び知的 障害者であ る短時間勤 務職員【人】 (注3)(注5)	F.計 A×2+B+C+D×0.5 【人】(注2)	G.うち新規 雇用分【人】 (注6)			
46 (46)	25,225.5 (25,159.0)	138 (141)	24 (19)	370 (351)	43 (50)	691.5 (682.0)	63.0 (51.0)	2.74 (2.71)	42 (40)	91.3 (87.0)

②障害種別在職状況

区分	① 障害者の 数【人】 (注1)	②身体障害者の数					③知的障害者の数					④精神障害者の数						
		a.重度身 体障害者 【人】(注 4)	b.重度身 体障害者 である短時 間勤務職 員【人】(注 4)	c.重度以 外の身体 障害者 【人】 (注4)	d.重度以 外の身体 障害者 である短 時間勤務 職員【人】 (注4)	e.計 a×2+b +c+d× 0.5【人】 (注2) (注3)	f.うち新規 雇用分 【人】 (注6)	a.重度知 的障害者 【人】 (注4)	b.重度知 的障害者 である短時 間勤務職 員【人】(注 4)	c.重度以 外の知的 障害者 【人】 (注4)	d.重度以 外の知的 障害者 である短 時間勤務 職員【人】 (注4)	e.計 a×2+b +c+d× 0.5【人】 (注2) (注3)	f.うち新規 雇用分 【人】 (注6)	c.精神障 害者【人】 (注4)	d.精神障 害者であ る短時 間勤務職 員【人】 (注4)	e.dのうち (注5)に該 当する職 員【人】	f.計 c+(d-e)× 0.5+e【人】 (注3)	g.うち新規雇用 分【人】(注6)
計	691.5 (682.0)	127 (130)	24 (19)	188 (196)	38 (30)	485.0 (490.0)	27.0 (19.0)	11 (11)	0 (0)	63 (68)	5 (5)	87.5 (92.5)	2.0 (7.0)	96 (87)	23 (15)	23 (10)	119.0 (99.5)	34.0 (25.0)

(1)②表の注

- 注1 ①欄の「障害者の数」とは②③e欄及び④f欄の計である。
- 2 ②③a欄の重度障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしており、e欄の計を算出するに当たりダブルカウントとしている。
- 3 ②③d欄の重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに④d欄の精神障害者(e欄(注5参照)に該当する者を除く。)である、短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、②③e欄及び④f欄を算出するに当たり0.5カウントとしている。また、④d欄の精神障害者である、短時間勤務職員については1人を1カウントとしている。
- 4 ②③のac欄及び④c欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員であり、②③のbd欄及び④d欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の職員である。
- 5 ④e欄の職員とは、精神障害者であるすべての短時間労働勤務職員である。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- 6 ②③f欄及び④g欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は、令和4年6月1日現在の数値である。

【参考】公的機関(市町村機関)における障害部位別の雇用身体障害者数

※実人数

計	視覚障害		聴覚又は平 衡機能障害	音声・言語・ そしやく機能 障害	肢体不自由					内部障害						
	視力障害	視野障害			上肢不自由	下肢不自由	体幹機能 障害	上肢機能 障害	移動機能 障害	心臓機能 障害	じん臓機能障 害	呼吸器機能 障害	ぼうこう又は 直腸機能障 害	小腸機能障 害	免疫機能障 害	肝臓機能障 害
377	8	10	21	2	50	112	37	7	5	81	25	0	15	1	2	1

[(1)①表の注]

- 注1 ②欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 ③A欄の「重度身体障害者及び重度知的障害者」については法律上、1人を2人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たりダブルカウントとし、D欄の「重度以外身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員」については法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、E欄の計を算出するに当たり0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間勤務職員であっても、以下の注4に該当する者については、1人分とカウントしている。
- 3 A、C欄は1週間の所定労働時間が30時間以上の職員である。B、D欄は1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の短時間勤務職員である。
- 4 C欄の精神障害者には、精神障害者であるすべての短時間勤務職員を含む。ただし、令和4年においては、精神障害者である短時間勤務職員であって、次のいずれかに該当する者のみ含むものとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること。
- ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること。
- 5 D欄の令和4年の数値は、精神障害者である短時間勤務職員のうち、注4に該当しない者を含む。
- 6 F欄の「うち新規雇用分」は令和4年6月2日から令和5年6月1日までの1年間に新規に雇い入れられた障害者数である。
- 7 ()内は令和4年6月1日現在の数値である。

3 公的機関の各機関の状況(法定雇用率2.6%)

【詳細表 ⑦】

(1)各市町村機関の障害者在職状況

●市

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐阜市	4,369.0	120.5	2.76	0.0	(注4)①地方特例
大垣市	2,674.5	75.5	2.82	0.0	(注4)②地方特例
高山市	929.0	29.5	3.18	0.0	(注4)③地方特例
多治見市	873.0	21.0	2.41	1.0	(注4)④地方特例／(注5)①
関市	899.5	25.5	2.83	0.0	(注4)⑤地方特例
中津川市	1,436.0	38.5	2.68	0.0	(注4)⑥地方特例
美濃市	376.5	8.5	2.26	0.5	(注4)⑦地方特例
瑞浪市	467.0	13.0	2.78	0.0	(注4)⑧地方特例
羽島市	776.0	23.0	2.96	0.0	(注4)⑨地方特例
恵那市	808.0	21.5	2.66	0.0	(注4)⑩地方特例
美濃加茂市	540.0	13.5	2.50	0.5	(注4)⑪地方特例／(注5)②
土岐市	718.5	16.5	2.30	1.5	(注4)⑫地方特例／(注5)③
各務原市	1,277.5	35.0	2.74	0.0	(注4)⑬地方特例
可児市	828.0	24.0	2.90	0.0	(注4)⑭地方特例
山県市	378.5	9.0	2.38	0.0	(注4)⑮地方特例
瑞穂市	566.0	15.0	2.65	0.0	(注4)⑯地方特例
飛騨市	598.0	15.5	2.59	0.0	(注4)⑰地方特例
本巣市	483.0	14.0	2.90	0.0	(注4)⑱地方特例
郡上市	1,095.5	33.0	3.01	0.0	(注4)⑲地方特例
下呂市	705.5	19.0	2.69	0.0	(注4)⑳地方特例
海津市	385.0	11.5	2.99	0.0	(注4)㉑地方特例
計	21,184.0	582.5	2.75	3.5	

●町村

	①法定雇用障害者数の 算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
岐南町	211.0	5.0	2.37	0.0	
笠松町	167.0	4.0	2.40	0.0	
養老町	215.5	5.5	2.55	0.0	
垂井町	356.5	9.0	2.52	0.0	(注4)㉒地方特例
関ヶ原町	168.5	4.5	2.67	0.0	
神戸町	142.5	7.0	4.91	0.0	(注4)㉓地方特例
輪之内町	127.0	4.0	3.15	0.0	
安八町	186.0	4.0	2.15	0.0	(注4)㉔地方特例
揖斐川町	364.0	9.5	2.61	0.0	(注4)㉕地方特例
大野町	184.5	5.0	2.71	0.0	(注4)㉖地方特例
池田町	197.0	7.0	3.55	0.0	
北方町	208.0	5.0	2.40	0.0	(注4)㉗地方特例
坂祝町	60.5	2.0	3.31	0.0	
富加町	128.0	4.0	3.13	0.0	(注4)㉘地方特例
川辺町	179.5	4.0	2.23	0.0	(注4)㉙地方特例
七宗町	68.5	2.0	2.92	0.0	
八百津町	207.5	5.5	2.65	0.0	(注4)㉚地方特例
白川町	113.0	3.0	2.65	0.0	(注4)㉛地方特例
東白川村	106.0	4.0	3.77	0.0	
御嵩町	171.0	4.0	2.34	0.0	
計	3,561.5	98.0	2.75	0.0	

市町村計	人 24,745.5	人 680.5	% 2.75	人 3.5	
------	---------------	------------	-----------	----------	--

●教育委員会

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
養老町	130.5	3.0	2.30	0.0	
池田町	63.5	1.0	1.57	0.0	
坂祝町	46.5	1.0	2.15	0.0	
御嵩町	67.0	1.0	1.49	0.0	
計	307.5	6.0	1.95	0.0	

●広域連合

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
もとす広域連合	172.5	5.0	2.90	0.0	

市町村機関等 総 計	人 25,225.5	人 691.5	% 2.74	人 3.5	
---------------	---------------	------------	-----------	----------	--

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務職員である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- (注4) 注4の機関は地方特例認定を受けている。
地方特例とは、市町村長部局とその他の機関(教育委員会等)の申請に基づき、労働局長の認定を受けた場合、その他の機関に勤務する職員を市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ① 岐阜市のその他の機関は岐阜市上下水道事業部、岐阜市教育委員会、岐阜市民病院をいう。
 - ②～③の市町のその他の機関はそれぞれの市町教育委員会をいう。
- (注5) ①多治見市においては12月1日時点において、障害者数23人、実雇用率2.63%、不足数0.0人となっている。
②美濃加茂市においては12月1日時点において、障害者数14.5人、実雇用率2.69%、不足数0.0人となっている。
③土岐市においては12月1日時点において、障害者数19人、実雇用率2.64%、不足数0.0人となっている。

(2) 地方独立行政法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
地方独立行政法人 岐阜県総合医療センター	1,165.0	30.5	2.62	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立多治見病院	857.0	21.0	2.45	1.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉病院	283.0	8.0	2.83	0.0	平成22年4月1日 岐阜県から独立行政法人化
計	2,305.0	59.5	2.58	1.0	

(3) 公立大学法人の障害者雇用状況

	①法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備 考
	人	人	%	人	
公立大学法人 岐阜県立看護大学	59.0	1.0	1.69	0.0	
計	59.0	1.0	1.69	0.0	

- (注1) ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数(身体障害者、知的障害者及び精神障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数)を除いた労働者数である。
- (注2) ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については、法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い(短時間勤務労働者である重度身体障害者及び重度知的障害者については1人を1カウントとする。)、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務労働者については、法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。ただし、精神障害者である短時間労働者については、1人を1カウントしている。また、令和4年においては、精神障害者である短時間労働者であって、次のいずれかに該当する者についてのみ、1人を1カウントとしていた。
- ① 令和元年6月2日以降に採用された者であること
 - ② 令和元年6月2日より前に採用された者で、同日以後に精神障害者保健福祉手帳を取得した者であること
- (注3) ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数切り捨て)から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、マイナスになる場合は「0.0」と表示しており、これが「0.0」となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、③実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が「0.0」となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。